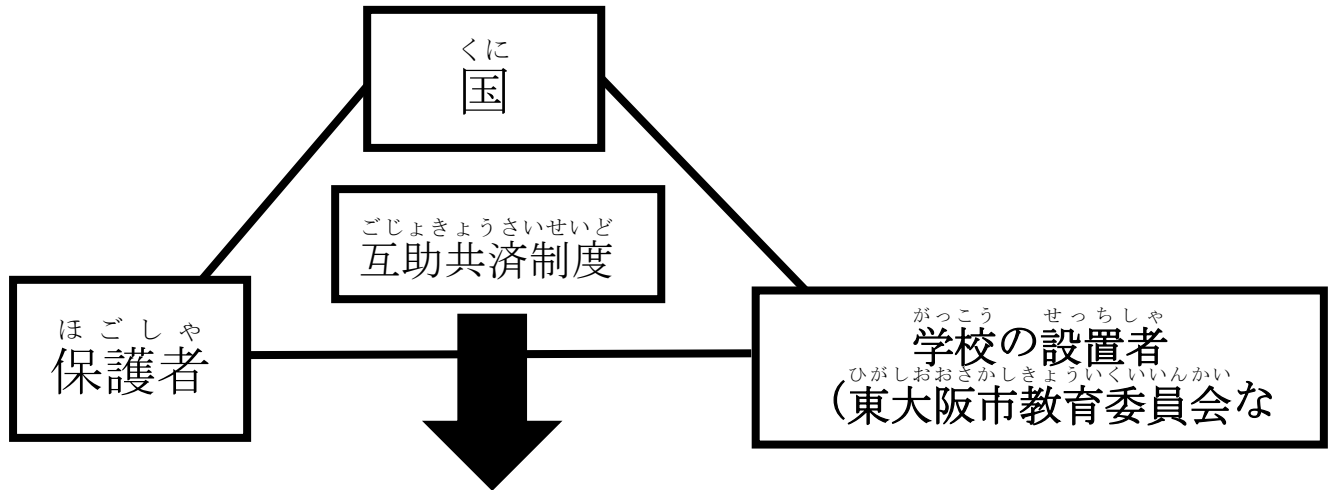


どくりつぎょうせいほうじんにほん す ぽ つ しんこう せ ん た
独立行政法人日本スポーツ振興センター
さいがいきょうさいきゅうふせいど
災害共済給付制度



くに がっこう せっちしや ほごしや さんしや
国と学校の設置者と保護者の三者
たす あ せいど
による助け合いの制度です。

はい
☆入るのにいくらかかるの？

きょうさいかけきん がく れいわ ねんど
共済掛金の額（令和5年度）

	ねんがく 年額	し 市	ほごしや 保護者
じどうせいと 児童生徒	9 3 5 えん 円	4 7 5 えん 円	4 6 0 えん 円
しゅうがくえんじょにんていしや 就学援助認定者	9 3 5 えん 円	9 3 5 えん 円	0 えん 円
ようほごじどうせいと 要保護児童生徒	5 5 えん 円	5 5 えん 円	0 えん 円

※要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。

要保護児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を
おこな じどうせいとおよ しゅうがくえんじょにんていしや べつ きょうさいかけきん がく
行わないことから、児童生徒及び就学援助認定者とは別の共済掛金の額になっています。

つか
☆どんなときに使うことができるの？

がっこう かんりか びょういん しかいいん じゅしん ばあい
学校の管理下でけがをして、病院、歯科医院などを受診した場合です。

☆学校の管理下ってなに？

- ① 授業を受けているとき
- ② 林間学校、修学旅行などの宿泊行事
- ③ 休憩時間に遊んでいるとき
- ④ 学校に行っているとき、学校から帰っているとき

※自転車事故や自動車事故など、相手の過失による事故は含みません。

- ⑤ クラブ活動のとき など

☆もらうことができるお金っていくら？

- ① けがしたとき

びょういん しかいいん まどぐち しはら がく りょうようひ いりようそうがく ぶん
病院、歯科医院などの窓口で支払った額＋療養費（医療総額の10分の1）

ちゅうい びょういんじゅしん なお いりようてんすう てん すく ばあい
（注意）病院受診して、治るまでの医療点数が500点より少ない場合は、
たいしょうがい
対象外です。

- ② けがをして障害が残ったとき

しょうがいとうきゅう あ がく
障害等級に合わせた額

- ③ 死亡したとき

3, 000万円（通学・通園中、運動などの行為と関連のない突然死：1, 500万円）



しんせい がっこう
けがをして申請するときは学校
きに聞いてください。

くわ ないよう どくりつぎょうせいほうじんにほん す ぼ つしんこうせんた
詳しい内容は、『独立行政法人日本スポーツ振興センター



さいがいきょうさいきゅうふせいど し かくにん
「災害共済給付制度」のお知らせ』をご確認ください。

ひがしおおさかしきょういくいんかい ぜんほごしや にほんす ぼ つしんこうせんた かにゆう ね
東大阪市教育委員会は、全保護者に日本スポーツ振興センターに加入をお願いしています
が、加入しないと判断される保護者の方は、4月21日までに学校へご相談ください。